

にて候や不詳。只今御國に有之富田一家、富田一家の者共皆右の末葉にて無之候。

妻木左兵衛

子孫有無不知候。元和以來の土帳にも妻木氏無之候。末葉一圓不傳承候。

右四十員の子孫有無之儀、有澤武貞考定之。去年十月御尋に付被上候。自慶長十九年甲寅、至今茲享保十三年戊申、凡百十五年の間にして存亡如此。

一、鳩巢先生致仕願につき來書(一)

老夫手痛今以て爾々無之致難儀候。當月中旬より引籠罷在候。其上呼吸短促、御城内歩行仕候にも息切れ致難儀候。夫故先日役儀斷り申上、御赦免被遊儀様に奉願候。定て御赦免可被成と存候。只今命下るを相待ち罷在候。勿論私相勸候て、上の御爲にも罷成儀に候へば、地に倒れ申迄も相勸可申候得共、只今何の役にも立不申候てぶら／＼仕罷在、御役料を徒に食申事も安心不仕候。當年七十一に罷成候へば致仕の節と存候。御仁恩を以て御免許被下候はゞ、引籠候て餘命を遺編に付し、死を相待申覺悟に候。親戚を始め今

少し勤候様にと違て申候得共、去就の儀はとかく獨斷不仕候はでは決し不申候。不學の人と難申談候故、被仰出無之内は當地にても誰にも不申聞候得共、貴様御變公へは格別に候故申進候以上。享保十三年正月廿三日。

一、鳩巢先生致仕願につき來書(二)

四年二月廿七日來書の内拙者役儀斷の儀前書に有増申進候。奥詰の面々は惣て願の儀、先づ經御内意、其上にて表向より申上候。其故先頃中嶋備前守・菰主計頭拙者共此衆の支配に候故、右兩人へ書付を以て申達候趣、私儀先年西丸奥儒者に被仰付、御役料拜領重疊難有仕合奉存候。然所に一兩年別て老衰仕り、其上手足しびれ痛み、第一呼吸短促、御城内往來仕候にも息切れ難儀仕候。其に付御役儀御斷申上度奉存候。此段日本神以て偽無之候。以御慈悲役儀御赦免被遊被下候様に奉願旨申入候所、十日程過候て、思召も有之候間、先づ願指止可申旨御側衆被申聞候故、先づ奉長旨御請申上候所に、此廿一日御側衆大久保伊勢守殿を以て被仰渡候は、私事年罷寄勤方難儀仕旨被聞召候。向後御番相勸申に及不申候間、氣分も宜時分御勝手次第に可罷出候。朔望にも天氣惡敷時分は、罷出

に不及候旨被仰出候。拙者事西丸へ御附被遊、間も無之役儀御斷申上候へば、如何願の通り早速御赦免被遊候儀難叶奉存候所、不存寄結構被仰出難有仕合に奉存候。上にも老人の儀故御優恩にて、如此被仰出候事別て感戴仕事に御座候。此通りに候へば緩々保養可仕と、先々致安堵候。以上。

一、米倉靱負家來飯島喜太夫の自害

享保十三年二月十四日東都青山邊大火。此時米倉靱負(以下脱文)

米倉靱負家來

飯島喜太夫

去十四日青山出火の趣、主人靱負へ卒爾成儀爲申聞、書上相違主人迷惑仕候。依之主人申分のため切腹仕候。明日御披露可被下候。奉願候。以上。

二月十九日

右遺書^の末に老母方へ、

春毎に花を見捨る雁がねも時と知なば名残をしまじ

右の通り加藤彌次郎門前にて致自殺候。彌次郎より此趣申上候に付、靱負御咎めの譯立候事。

一、成田明遠の辭世

予學友成田明遠稱字兵衛。享保十二年丁未七月朔日病死しぬ。臨終の前辭世の和歌を詠す。如左。

人は四十にたらぬ程にて死したらんこそ、めやすかるべけれと云ひしは、佛者の眼よりこそ。壽は人のたつとぶ所にして、短命をねがふべからざるは更也。しかれども壽夭は命あり。いかんともすべきにあらす。われ今年三十七にして世を辭せんとす。歌の道はもとよりしらねど、筆にまかせてゆかりの人に殘し置ける。 明 遠

今更に何かをしまん誰とても限りありける命とおもへば

一、鳩巢先生へ菰主計頭の挨拶

拙者只今奥にての支配、中島備前守・菰主計頭兩人に候。主計頭者其先祖菰内匠と申候て、秀吉相州北條陣の時分、渡邊勘兵衛と同敷山中城を乗取申候。中村式部攻口にての儀にて候。其嫡流は細川越中守家に罷在候。右主計頭は支流にて御座候。餘程器量有之人と相見え申候。此度私優恩の命有之時分謝申入候所に、此上は隨分保養候て長命に可罷在候。御用有之段に候へば、其元への御用は大切の事に候旨